

6. イタリア

イタリアの記録管理に関する特徴として、憲法において歴史的な遺産（アーカイブ等）の保護について定められている点が挙げられる。具体的には、イタリア共和国憲法第9条において、「共和国は、文化や科学、技術に関する研究の発展を促進する。共和国はまた、国家の自然景観や歴史的遺産及び芸術的遺産を保護する」と定められており、アーカイブは歴史的な遺産として位置付けられ、その保全が国の責務とされている。

イタリアの記録管理については、MiBACT (Ministero dei beni e delle attività culturali e del turismo (文化財・文化活動・観光省)) のDGA (Direzione generale per gli archive (アーカイブ総局)) が所掌しており、政府機関（政府機関の地方部局も含む。以下同じ。）で作成された記録（以下「政府記録」という。）に関する企画、立案、監督等の業務を行っている。また、DGA は国立中央文書館及び地方に所在する国立文書館（以下両者を総称し「国立文書館」という。）を所掌しており、国立文書館は、政府記録の収蔵、展示、利用者への提供等の業務を行っている。

記録の廃棄に当たっては、各政府機関は提案書を作成し、各政府機関に設置される「記録文書監視委員会」による評価を経た後、DGA から承認を受ける必要がある。

また、DGA は「文書保護局」を全国に設置し、地方政府の記録や民間アーカイブの監視・保護等にも取り組んでいる。

イタリアにおける評価選別の概要を図 6-1 に示す。

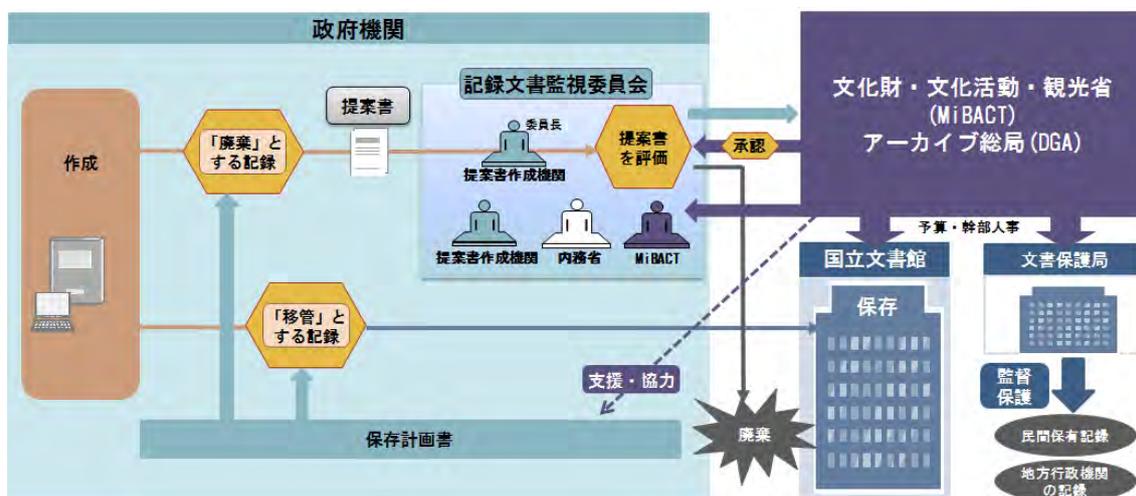


図 6-1 イタリアにおける評価選別システム

本章においては、DGA と国立文書館を中心にイタリアの記録管理について整理する。

6.1 公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制²⁴⁴

イタリアは、19世紀前半まで地方の王や諸侯の領地²⁴⁵、共和制都市国家²⁴⁶や教皇領に分割されており、統一国家となったのは1861年であった。統一前にはそれぞれの領地において独自に記録管理が行われていたが、統一後は1875年に王立文書館²⁴⁷が創設され、中央政府機関及び地方域の記録管理が統一して行われるようになった。

1946年には王政が廃止され、イタリアは共和制の国家となった。国家元首は共和国大統領（以下「大統領」という。）であり、両院及び各州代表者により選ばれる。大統領は行政府の長である首相を任命するとともに²⁴⁸、首相から提示された組閣名簿に基づき大臣を任命する。政府機関としては16の省庁があり、MiBACTはそのうちの一つである。図6-2にイタリアの政府機関の概要を示す。

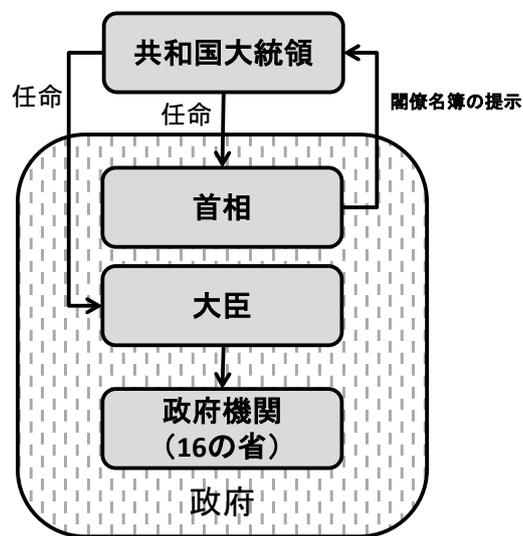


図 6-2 イタリア政府機関の概要²⁴⁹

²⁴⁴ 以下、本節の記述は現地調査結果及び次の資料に基づく。マリア・ベルバラ・ベルディーニ、湯上良訳「アーカイブとは何か」（法政大学出版局），2012

²⁴⁵ 例えば、イタリア半島の一部を領有するナポリ王国等。

²⁴⁶ 例えば、ヴェネツィア共和国等。

²⁴⁷ 我が国における公文書関連の調査において、イタリアについては公文書以外にも歴史的な資料を数多く収蔵していることから我が国では公文書館とされる概念「Archivio」を「文書館」と訳されており、その慣習に従い、本稿でも文書館と訳す。

²⁴⁸ 任命手続については詳細が規定されておらず、慣習上、議会が選任した候補者を委任する。次の資料を参照。調査及び立法考査局イタリア法研究会「イタリアにおける組閣過程における大統領の役割と関連法令」『外国の立法』（調査及び立法考査局），2008，238号，P97

²⁴⁹ 各種資料を基に、三菱総合研究所作成。

6.1.1 公文書管理担当機関及び公文書館の権限・機能、組織形態

(1) 根拠法

イタリアはフランス及びドイツと同様、いわゆる大陸法を採用している。

イタリア統一直後における政府記録に関する法令としては、1875年勅令第2552号があり、この勅令ではイタリアにおける記録管理に関する大枠が定められた。具体的には、同勅令第79条において、「既に日常業務の用を供さない」司法と行政の記録は、中央行政府が作成したものであればローマにある国立中央文書館に、中央省庁の地方部局等の国家機関が作成したものは、県庁所在地の国立文書館に保存せねばならない」と規定されたほか、年代順整理と書類の出处の行政組織に基づく記録の分類方法に加え、県や市町村、教会関連等のアーカイブに対する文書保護局の監視原則等が定められた。

イタリアが共和国となると、1963年に、政府記録管理における包括的な規範となるアーカイブ令²⁵⁰が制定された。このアーカイブ令は、第1編から第5編、71条からなる法令であり、国立文書館の館長の権限や組織、記録の保存、監視等について定めている。

さらに、政府記録に関する新たな法令として、「文化財及び景観法 (Codice dei beni culturali e del paesaggio)²⁵¹」が2004年1月22日委任命令第42号により公示された。この文化財及び景観法は、184条からなる法令であり、第2条では文化遺産の一つとして記録が明示され、第10条において国家や地域その他地方政府におけるアーカイブや単体の文書を文化財と定義し、第20条で歴史的価値のある記録の破損等を禁止する等の保全措置について定めている。また、第13～16条では、後述の文書保護局に関する「最重要歴史的価値宣言」の規定が定められている。

(2) 機能、組織形態

イタリアの記録管理行政は、MiBACT配下のDGA及び国立文書館を中心に行われている。

図 6-3 に MiBACT の組織図を示す。

²⁵⁰ 1963年9月30日大統領令第1409号

²⁵¹ D. Lgs. 22 gennaio 2004, n. 42.

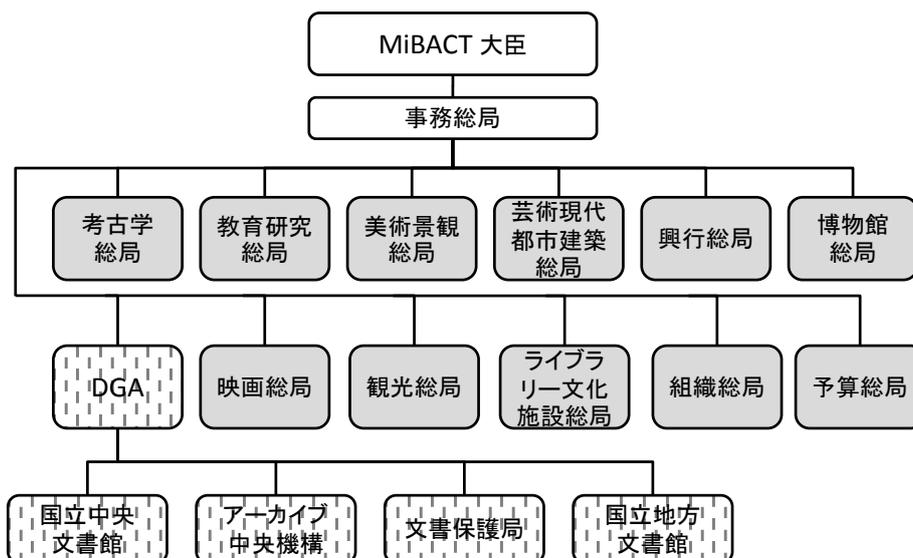


図 6-3 MiBACT 組織図 ²⁵²

MiBACT は、博物館等の文化財、映画・興行等の文化活動、そして観光を所管している。アーカイブは文化財として捉えられており、政府記録管理の実務は、図 6-3 の左下に示す DGA が担っている。DGA は、政府記録管理だけでなく、イタリアにおける記録管理に関する広範な分野の技術的・行政的指揮を担っており、非政府記録（民間組織・事業者等のアーカイブズ）の重要な記録類の保護・監視等も行っている。

以下に DGA 及び DGA が所管する各組織の機能について整理する。

1) DGA

DGA は、第一局 ²⁵³ と第二局 ²⁵⁴ から構成されている。

DGA の第一局は、人事や予算等を所掌しており、第二局は、ガイドラインの整備、記録の保護に関するフレームワークの作成などを所掌している。表 6-1 に DGA 第一局及び第二局所掌業務の概要を示す。

²⁵² 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。MiBACT HP (<http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/images/ORGANIGRAMMA-2015.jpg>)

²⁵³ Servizio I Organizzazione e funzionamento

²⁵⁴ Servizio II Patrimonio archivistico

表 6-1 DGA 各局の業務概要

| 局 | 業務概要 |
|-----|---|
| 第一局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訴訟関連業務 ・ 予算策定 ・ 人員計画 ・ 施設管理 ・ 監査関連業務 |
| 第二局 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の保護等の活動に関する調整 ・ 現用文書に関するガイドラインや指令等の作成 ・ 記録や資料の保護に関するフレームワークの作成 ・ 歴史遺産の再生・修復に関する事項 ・ 展示やイベントに関する事項 |

2) DGA が所管する組織

DGA は中央文書館である国立中央文書館、アーカイブ中央機構、イタリア各地 100 箇所²⁵⁵に所在する国立文書館、14 の文書保護局を所管している²⁵⁶。表 6-2 にそれぞれの機能を整理する。

表 6-2 DGA が所管する組織

| 組織名 | 機能 |
|----------------------------|--|
| 国立中央文書館 ²⁵⁷ | イタリア政府の中央文書館として、イタリア統一以降の政府記録の展示・保存を行う。また、記録管理に関するアーカイブ学校 (Scuola di archivistica, paleografia e diplomatica) が付属している。 |
| アーカイブ中央機構 | DGA の研究機関として、記録の維持、管理、メンテナンス、情報システムに関する研究を行う。 |
| 国立地方文書館 ^{258 259} | 地方に所在する国立の文書館であり、国の地方政府機関の政府記録を保管するほか、イタリア統一以前の記録の保存・展示等を行う。 |
| 文書保護局 | 地方政府機関の記録や歴史的に重要な私文書等について監視や保護を行う。 |

6.1.2 公文書管理担当機関の構成

本項では、国立文書館の所在地、職員数、人事政策に関して整理する。

²⁵⁵ 各県に概ね一つの国立文書館が所在しているが、各県の国立文書館の分館も合計すると 133 館となる。

²⁵⁶ 地方に所在する国立文書館と文書保護局を兼ねる 3 館を足した数値である。次の資料を参照。

(<http://www.archivi.beniculturali.it/index.php/chi-siamo/soprintendenze-archivistiche>)

²⁵⁷ イタリア国立中央文書館 HP (<http://www.archivi.beniculturali.it/index.php/chi-siamo/archivio-centrale-dello-stato>)

²⁵⁸ MiBACT HP (<http://www.archiviodistoroma.beniculturali.it/index.php?it/110/struttura-organizzativa>)

²⁵⁹ ローマ市に所在する国立ローマ文書館は、首都に所在しているが、国立地方文書館の一つに位置づけられる。

(1) 所在地

1) 国立中央文書館

国立中央文書館は、ローマ市南部の E. U. R (エウル) 地区に所在している。この E. U. R. 地区は、1942 年のローマ万博に合わせて開発が始まった人工都市であり、現在はオフィス地区として利用されている。この地域は歴史建造物が多いローマ中心部とは異なり、近代的な景観となっている。(図 6-4)



図 6-4 イタリア国立中央文書館²⁶⁰

2) 地方に所在する国立文書館

地方に所在する国立文書館は計 133 館あり、その一覧を資料編表 7-7 に示す。

本項では、例として、国立フィレンツェ文書館の概要を以下に示す。

フィレンツェには、地方に所在する国立文書館として、国立フィレンツェ文書館が設置されている。国立フィレンツェ文書館は、国の地方部局の記録及びイタリア共和国統一以前に存在していた各都市国家の記録のほかに、州の記録の一部等も保管している²⁶¹。(図 6-5)

なお、フィレンツェには、トスカーナ州文書館²⁶²も別に存在しており、トスカーナ州の記録などを収蔵している。

²⁶⁰ 出典：現地調査時に、三菱総合研究所撮影。

²⁶¹ 国立フィレンツェ文書館 HP (<http://www.archiviodistato.firenze.it/>)

²⁶² トスカーナ州文書館 HP (<http://www.regione.toscana.it/cittadini/cultura/archivi>)



図 6-5 国立フィレンツェ文書館²⁶³

(2) 職員数

国立文書館の職員数は、2013年現在で2,615名であり、そのうち350名程度がアーキビストである²⁶⁴。

一方、DGAの構成人数は約80名で、そのうちアーキビストは約10名、図書館司書1名、情報管理者1名、建築家が数名所属しており、残りは一般行政職員である²⁶⁵。

職員については、MiBACTの全体計画（2015年8月）において1997年を基準に20%の人員削減命令が出されている。特にDGAでは35%削減することが求められている。DGAの公募人数は増加しているが、退職者の補填が主な目的とされている。

(3) トップマネジメントキャリア

国立中央文書館の館長は、DGAにより任命される。館長はアーキビストから選ばれ、国立文書館での業務経験を経て国立中央文書館の館長に就任することが多い。ただし、アーキビストでないMiBACTの行政官が館長になるケースもあり、文書館の実務経験を経ない場合もある²⁶⁶。近年の傾向として、館長の任用における評価に際し、情報工学等に関する知識を有することも求められている。近年の国立中央文書館館長の経歴を、表6-3に整理する。

²⁶³ 出典：(<http://www.archiviodistato.firenze.it/nuovosito/index.php?id=12>)

²⁶⁴ DGA『ARCHIVES IN ITALY』, 2014, P21

²⁶⁵ なお、建築家が所属している理由は、古い建築物を改装して文書館として再利用している場合が多く、建築家が改装・修復に関わっている為である。

²⁶⁶ インタビュー結果による。

表 6-3 国立中央文書館館長（直近 2 名）

| 在任期間 | 氏名 | 経歴 |
|-----------------------------------|--|---|
| 2016/1 ～（現任） |  Prof. Eugenio Lo Sardo ²⁶⁷ | 【学歴】 ²⁶⁸ アーカイブ学及び古文書学 学士 【職歴】 ローマ・ラ・サピエンツァ大学教授 MiBACT ラティーナ県局長 同省 大臣顧問 同省 監査官室室長 国立ローマ文書館 館長 国立中央文書館 館長代理 |
| 2009/9～ 2015/12 ²⁶⁹ |  Sig. Agostino Attanasio ²⁷⁰ | 【学歴】 ^{271 272} ローマ・ラ・サピエンツァ大学 哲学学士 ボローニャ大学アーカイブ学及び古文書学 学士 ローマ・ラ・サピエンツァ大学 アーカイブ 学修士 【職歴】 国立リエティ文書館長 国立ラティーナ文書館長 国立アクイラ文書館長 国立リボルノ文書館長 |

表 6-3 のとおり、現任、前任の館長はいずれもアーキビストである。前任のアッタナージオ館長はアーキビストとしての教育を受け、地方の国立文書館の館長を歴任している。現任のロサルド館長は、アーキビストであるが、監察官として 9 年間 MiBACT で勤務するなど、国立文書館以外での業務従事期間が長い。

なお、地方に所在する国立文書館の館長は、選抜試験を受けて合格した者から任命される。

²⁶⁷ 国立中央文書館 HP (<http://acs.beniculturali.it/wp-content/uploads/2015/06/20j.jpg>)

²⁶⁸ 国立中央文書館 HP (http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/documents/1291730444410_Lo_Sardo_Eugenio_curriculum.pdf) 及び²⁶⁹ (http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/documents/1256141536663_Lo_Sardo_Eugenio.pdf)

²⁶⁹ 現地調査結果による

²⁷⁰ 出典：<https://www.youtube.com/watch?v=z6-gchIvKA4>

²⁷¹ FPA HP (<http://www.forumpa.it/speaker/12818-agostino-attanasio>)

²⁷² MiBACT HP (http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/documents/1288976573832_Attanasio_Agostino_curriculum.pdf)

(4) 一般職員の人事

イタリアの国家公務員は、ひと度就業した場合、長く勤務を続ける終身雇用が一般的であり、DGA や国立文書館等で勤務するアーキビストも同様である。

アーキビストとして MiBACT で働くためには、MiBACT で行われるアーキビスト選抜試験 (Concorso) を受ける必要がある。その際、大学の文学や歴史学等の学位が求められるほか、近年はこれらに加えて、アーカイブ学や情報工学等の修士号等も高い評価を受けることとなる。

採用されると、最初に各地の国立文書館に配属され、その後昇進にあたっては、選抜試験が行われる。選抜試験の評価は評価委員会で行われ、委員は MiBACT から派遣される。評価の際、年齢は特段考慮されることはなく、学歴、経験年数、研修経験、出版歴などを加味し最終的に判断される。

(5) 教育

イタリアでは、国立文書館のうち 17 館において文書館付属のアーカイブ学校が開設されている。この文書館付属のアーカイブ学校はアーキビスト育成のための基本的な教育を施すことを目的としており、文書館等に就職を希望する学生が大学の修士号などを取得した後に入學するのが一般的である。

また、古文書学や修復など古典的なコースのほか、公文書管理に関するコース²⁷³も設けられており、政府機関の職員が受講することも可能である。

6.2 公文書管理制度の運用実態

本節では、公文書管理制度の運用実態として、文書評価選別事務の実態、電子文書の整理及び長期保存、そして民間保有文書の保護及び口述記録について整理する。

6.2.1 文書評価選別事務の実態

(1) 評価選別事務の概要

イタリアにおける評価選別システムの概要を図 6-6 に示す (再掲)。

²⁷³ 例えば、国立中央文書館付属学校では、現代アーカイブズに関する 150 時間のコースが開設されている

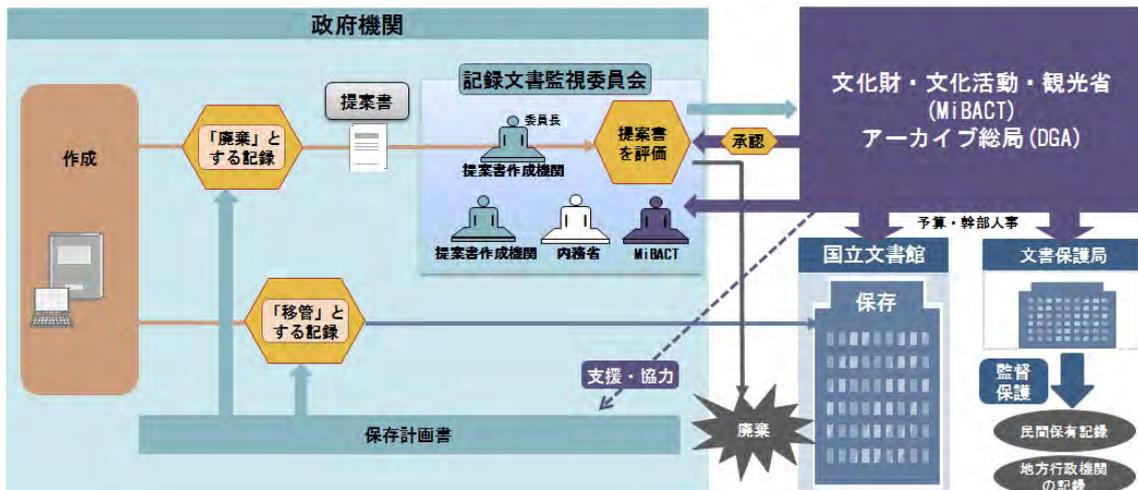


図 6-6 イタリアにおける評価選別システム（再掲）

記録の管理に当たっては、政府機関ごとに「保存計画書」が作成され、記録の種類ごとに保存期間や期間満了後の移管・廃棄が各政府機関によって定められる。保存期間満了後に記録を廃棄するに当たって、各政府機関は提案書を作成し、各政府機関に設置される「記録文書監視委員会」による評価を経た後、DGA から承認を受ける必要がある。承認を受けた記録は、当該政府機関によって廃棄が行われる。

イタリアの政府職員の傾向として、記録を廃棄せず事務室に置いておくことが多いとされている。現実問題として、記録文書監視委員会が開催されないまま文書が蓄積されて保管スペースがひっ迫し、記録の緊急廃棄が実施されてしまうケースもある。こうした事態を避けるためにも、各政府機関に対して廃棄指導を行うことが DGA の重要な役割の一つとされており、各政府機関が作成する保存計画書はそのためのツールとなっている。記録の廃棄・移管の比率は部局や状況等により異なるが、概ね 60～70%が廃棄処分となっている。

1) 記録文書監視委員会

記録文書監視委員会（以下「委員会」という。）は、1963 年のアーカイブ令により制度化され、数度の法改正を経て、現在の制度となっている。委員会は、政府機関及びその地方部局ごとに設置することが想定されている。

委員会は通常 4 名のメンバーから構成されており、3 年任期となっている。構成員は政府機関と、その地方部局で若干異なっており、次のようになっている。

記録文書監視委員会の主な構成員

■政府機関

- ・ 文書作成機関の代表者 2 名
- ・ 国立中央文書館長に任命された MiBACT の代表者 1 名
- ・ 内務省の代表者 1 名

■地方部局

- ・ 文書作成機関の代表者 2 名
- ・ 担当地域の国立地方文書館長に任命された MiBACT の代表者 1 名
- ・ 各県長官府から派遣された内務省の代表者 1 名

現用記録の廃棄までの流れを図 6-7 に整理すると共に、各プロセスについて以下に整理する。

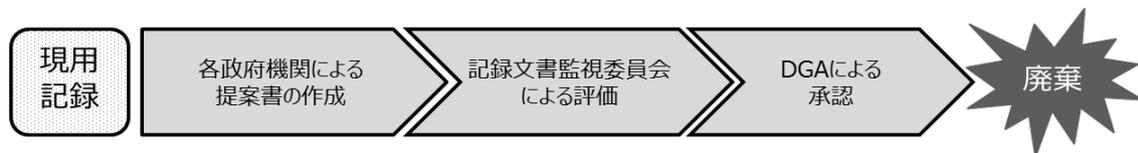


図 6-7 現用記録の廃棄までの流れ

a. 各政府機関による提案書の作成

記録を作成した各政府機関自身において、提案書（proposal）を作成する。この提案書は次のような内容から構成される。

提案書の内容

- ・ タイトル（シリーズ単位。年代を明記する。個別文書名は記載しない。）
- ・ シリーズの構成冊数
- ・ 重量²⁷⁴
- ・ シリーズの内容
- ・ 廃棄理由（委員会で協議される中心項目）

²⁷⁴ 廃棄のためのトラックなどを手配するために記入される。

b. 記録文書監視委員会による評価

委員会は、政府機関又は地方部局の代表する者（委員長）により4ヶ月ごとに招集される。委員会は、後述する「保存計画書」や「廃棄判例集」等を参照しながら、提案書を評価・確定する。評価にあたっては、過去・現在・未来における重要性が考慮される。

多くの場合、提案書を書面審査することになるが、必要に応じて実際の記録を確認することもある。歴史的に重要な内容でないかとの疑義があった場合には、最終的に実際の記録を確認しないと判断が難しい場合もある。

c. DGA による承認

委員会の評価により確定した提案書は、DGA 第二局に提出される。提出された提案書のほとんどはそのまま承認される²⁷⁵が、疑義が生じたものについては、協議を経て、必要に応じて修正されることとなる。

提案書について、委員会とDGAの意見が対立した場合は、原則としてDGAの意見が優先されるが、通常は議論を積み重ねることで最終的な決着を見る。万が一、承認を得ないで廃棄された場合は刑事罰の対象となっている²⁷⁶。

提案書が承認されると廃棄認可証（nullaosta）がDGAにより発行され、各政府機関による廃棄が可能になる²⁷⁷。

(2) 評価選別基準

1) 保存計画書

保存計画書（piano di conservazione e scarto）は各政府機関により作成される。保存計画書には、記録のシリーズごとに保存期間及び保存期間満了後の措置が定められる。具体的には、「5年保存」、「10年保存」、「20年保存」、「移管」の4つに分類される。

例として、首相府における保存計画書（図 6-8）の一部を表 6-4 に示す。

²⁷⁵ インタビュー結果による。9割程度はそのまま承認される。

²⁷⁶ 現実には刑事罰が適用される例はほとんど無い。

²⁷⁷ かつては記録文書監視委員会の任期が終了する3年後にまとめて廃棄していたが、モンティ首相（2012年～）による改革後、廃棄文書の保管場所の賃料や管理費が財政を圧迫しているということで、1年ごとの廃棄に切り替えられている。

表 6-4 首相府における保存計画書（一部）

| 記録の種別 | 5年保存 | 10年保存 | 20年保存 | 移管 |
|----------------|------|-------|-------|----|
| 権限の委任や組織に関する命令 | | | | ○ |
| イベントや業務に関する招聘状 | | | ○ | |
| 設置法に関する記録 | | | | ○ |
| 民間との協業等に関する記録 | ○ | | | |



図 6-8 首相府の保存計画書

DGA は、ガイドラインとなる一般的な保存計画書を作成・提示しているほか、政府機関の計画書の作成について直接アドバイスを行う等²⁷⁸、各政府機関の保存計画書作成にあたって支援・協力を行っている。また、各政府機関は、記録の歴史的価値も踏まえた保存計画書の適切な作成を行うために、学識経験者や各分野の専門家の意見を聴くこともある。

2) 廃棄判例集

記録文書監視委員会が提案書を評価するにあたって、保存計画書と合わせて、廃棄判例集 (massimario di scarto) を参照するケースもある。

この廃棄判例集は、当該政府機関における過去の記録の廃棄事例などを集積したものである²⁷⁹。

²⁷⁸ 近年では、衛生省 (Ministero della Salute) や教育大学研究省 (Ministero dell' Istruzione, dell' Università e della Ricerca, MIUR) がこうした保存計画書を作成するに際し、アドバイスを行った実績がある。

²⁷⁹ ただし、近年では、廃棄判例集はあまり用いられず、保存計画書による評価の比重が高まっている。

(3) 評価選別担当者の資格・資質等について

イタリアにおける評価選別は、上述のとおり、保存計画書の作成、記録文書監視委員会による提案書の評価、DGA の承認というプロセスから成り立つが、その全てにおいてアーキビストが参与している。これらのアーキビストは、6.1.2(5) で述べたような教育や経歴を有することが必要となる。

6.2.2 電子文書の整理、長期保存の実施又は検討状況

(1) 電子記録の定義

政府における電子化の推進を目的とした、デジタル行政法規 (Codice dell' amministrazione digitale) が 2005 年に公示された。このデジタル行政法規では、電子記録を明確に定義する形ではなく、紙媒体への記録を前提とする既存の法令を緩和することで、物理的な形をもたない電子記録にも法令を適用している²⁸⁰。具体的には、行政に関する紙媒体の記録について、非物質化 (Dematerializzazione) という用語を用い、デジタル記録を紙媒体の記録の替わりになるものとして認めている。

(2) 電子記録の長期保存に関する規則類

電子記録の長期保存に関する法令としては、前述のデジタル行政法規等が挙げられる。この法律では、第 44 条に電子記録の正当性、完全性、信頼性、可読性、参照性を保証するとの定めがある。また、AgID (Agenzia per l' Italia digitale (イタリアデジタル行政庁)) は、電子記録フォーマットに関するガイドラインを作成しており、その推奨フォーマットを表 6-5 に示す²⁸¹。

²⁸⁰ 2005 年委任命令第 82 号

²⁸¹ AgID HP (http://www.agid.gov.it/sites/default/files/leggi_decreti_direttive/formati_allegato_2_dpcm_3-12-2013.pdf)

表 6-5 電子記録長期保存に関する推奨フォーマット

| フォーマット名 | 用途・解説 |
|------------------------|--|
| PDF PDF/A | 文書 ISO 32000-1 (PDF/A) ISO 19005-1: 2005 (ver. 1.4 PDF) ISO 19005-2: 2011 (ver. 1.7 PDF) ※一般の PDF も推奨フォーマットに入っている。 |
| TIFF | 画像 6.0 TIFF 1992 Tiff Supplement 2, 2002 |
| JPG | 画像 ISO / IEC 10918: 1 |
| Office Open XML(OOXML) | .docx, .xlsx, .pptx ISO / IEC DIS 29500: 2008 |
| Open Document Format | .ods, .odp, .odg, .odb ISO / IEC 26300: 2006 UNI CEI ISO / IEC 26300 |
| XML | .xml W3C |
| TXT | プレーンテキスト |
| E-mails Formats | 一般のメールフォーマット RFC 2822 / MIME |

(3) 電子記録の整理及び長期保存に関するシステム

イタリアでは、現用の電子記録に関するシステムについて、ほかの調査対象国に見られるような広範な政府記録の電子化や、電子的保存に関する大規模な予算措置など、電子化に対する特別な対策はなされておらず、調査対象各国との比較の観点で遅れているのが実情である。その理由としては、現段階ではデジタルデータの保存量が少ないため、喫緊の課題とは認識されていないこと、などが挙げられる²⁸²。一方、国立文書館や各州の文書館が所蔵する記録のデータベース化等については、取組が進んでいる。

1) 現用記録

電子記録の整理及び長期保存に関するシステムに関しては、AgID が技術的側面についての一般規則を定めており、この一般規則に準拠して、各政府機関がシステムの具体的な仕様や実装をそれぞれ決定・実行している。例えば、イタリア軍や財務警察 (Guardia di Finanzia) においては、AgID のガイドライン等に準拠した独自のデジタル文書の管理システムを有している。こうしたシステム構築にあたっては、DGA 及び AgID が各政府機関に対して支援を行っている。

²⁸² インタビュー結果による。

2) 移管後の記録

イタリアでは、国立文書館の所蔵記録を管理するシステムとして、SIAS (Sistema informativo degli Archivi di Stato (国立文書館情報システム)) がある。また、文書保護局で管理している民間等の記録に関する情報を管理するシステムとして、SIUSA (Sistema Informativo Unificato per le Soprintendenze Archivistiche (文書保護局統一情報システム)) と呼ばれるシステムがある。これらのシステムは別々に運営されていたが、SAN (Sistema Archivistico Nazionale (全国アーカイブシステム)) により連携している。

これらのシステムは、「国が各州の文化財目録を整理する」と規定した文化財景観法第17条に基づき開発され、運営されている。SAN、SIAS、SIUSA の関係性を図 6-9 に示す。

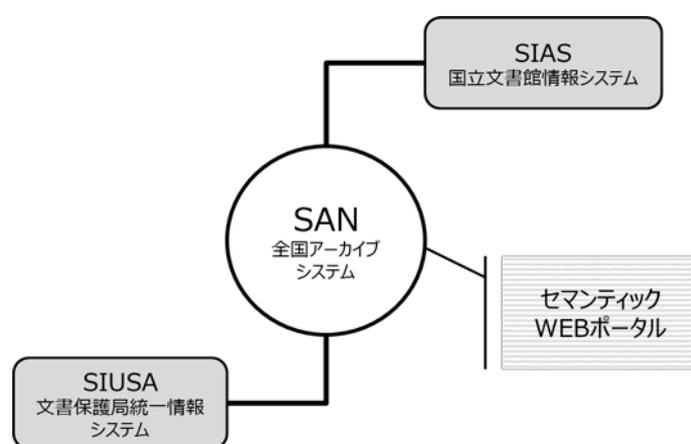


図 6-9 イタリアにおけるアーカイブ関連情報システム^{283 284}

SAN、SIAS、SIUSA システムの概要について表 6-6 に整理する。

表 6-6 イタリアにおけるアーカイブ関連情報システムの概要

| システム名 | 概要 |
|-------------------------------------|--|
| SAN ²⁸⁵ (全国アーカイブシステム) | イタリア全体のアーカイブのポータルサイト |
| SIAS (国立文書館情報システム) | 国立文書館の記録に関する情報を扱うシステム |
| SIUSA (文書保護局統一情報システム) | 地方政府機関の記録や歴史的に重要な私文書等の保護・監視に携わる文書保護局の記録に関する情報を扱うシステム |

²⁸³ 前掲(264), P75 を基に、三菱総合研究所作成。

²⁸⁴ セマンティック Web ポータルとは、メタデータなどを利用して、システム側で自発的な処理を行い必要な情報を提供するポータルサイトを意味する。

²⁸⁵ SAN HP (http://san.beniculturali.it/web/san/home;jsessionid=1E142FFF255335316D39079F64080D93.sanapp01_portal)

SANは、1990～2000年代以降に州、機構、財団、政党等において独自作成されてきたデータベースを統合するハブを作るプロジェクトとして、2009年に誕生した。SANは統合したデータベースの目録を自動的に収集し、管理しているのが特徴である。これにより、様々な記録を一元的に検索することが可能となった²⁸⁶。

6.2.3 民間保有文書の保護の実態

イタリアの特徴として、民間保有文書についてもその歴史的価値を評価し、文書保護局を通じて国が積極的な保護を行っている。

文書保護局に関する重要な権限として、「最重要歴史的価値宣言」に関する業務が挙げられる。この制度は、文書保護局の局長が、歴史的に重要と認められるアーカイブに対して宣言をすることにより、当該アーカイブに関する先買権の行使や、移転に際しての報告義務、目録の整備、修復への許認可、必要な補助金の交付に関する事務を行うことが可能になるものである²⁸⁷。具体的な例としては、企業アーカイブや私文書（日記、書簡等）への措置等が挙げられる。

また、文書保護局は、地震や水害等の被災時における重要記録の保護に関するコーディネート等も行っている。消防・救急等と連携し、被災現場において、緊急の保護が必要な記録を識別するなどの取組を行っている。具体的にはラクイラ地震、アウツラ洪水、エミリア・ロマーニャ州の地震での記録救出作業の事例がある。

6.2.4 口述記録（オーラルヒストリー）等

イタリアでは、文書等では残せない事件や事案、業務に関する記録を直接対象者から聴取し、記録化する方法として、オーラルヒストリーの重要性を認識しており、民間資料調査の一貫として文書保護局が実施している。

本節では、主にトスカナ文書保護局での取組について整理する。同局は30年前からオーラルヒストリーの収集を開始しており、少数ながら専門職員を採用している。

(1) オーラルヒストリーの収集対象

初期の主な収集対象として、皮なめし職人、小作農、鉱山作業員等、現在では従事する者が少なくなった職業に就いていた人物へのインタビューが挙げられる。これらに関する記録は、あまり残されていなかったのが実情であり、特に、作業員の視点による記録は残されていなかったため、唯一の情報源として、オーラル資料は大変重要なものと認識されてきた。これらは文書保護局、後述のコミュニエ、企業等の協力により行われ、企業史に関するプロジェクトの一環として行われた。

²⁸⁶ SANのシステム上で表示されるのはリンクと主要重要な情報のみで、より正確・詳細な情報を得るにはリンク先を参照する必要がある。

²⁸⁷ 前掲(244), P39-40

最近の事例としては、1944年にトスカーナ州で起こったナチスドイツによる大虐殺の生存者へのインタビューが挙げられる。また、文書保護局がトスカーナ州のさまざまな団体に対してオーラルヒストリーに関する一斉調査を行い、「声の番人 (I custodi delle voci)」という本にまとめる取組も行われている。

(2) 機材について

当初は、録音によるインタビュー採集であったが、音声のみの場合、正確な情報が収集できない場合がある等の問題もあった²⁸⁸。その後、オーディオビジュアル (AV) が取り入れられ、身振り手振り等を含め、より正確な情報を記録することが可能になった。

音声の記録にあたっては、機材の選択は大変重要であり、内蔵マイクではなく外部接続の専用マイクを利用している。一方、撮影については、インタビュー対象者を困惑させないことが重要であるため、最近ではスマートフォンを活用するケースも見られる。

(3) 記録の保存

フィルムやテープに記録されたオーラルヒストリーは、ほかの記録類と同様劣化の危険性があるが、原則としてデジタル化や媒体の多重化を行うことで対処している。画像の長期保存については、MPEG2 フォーマットによりハードディスクで保存が行われているが、長期保存を見据えたフォーマット、保存方法の選択に関しては今後議論が必要である。

(4) オーラルヒストリーに関する人材育成について

国立文書館が行うアーキビスト教育の中では、オーラルヒストリーに関するプログラムは、特段実施されていない。一方、イタリアオーラルヒストリー協会では研究者向けの育成プログラムを提供しており、5回～7回の講義で構成されている。

6.3 地方の公文書管理との関係

イタリアの地方政府は、図 6-10 に示すように、州 (レジョーネ)、県 (プロビンチャ)、市町村²⁸⁹ (コムーネ) という階層構造²⁹⁰となっている。そのうち州は、高度な自治権を有する5つの特別州と15の普通州に分けられ、合計で20の州がある。

²⁸⁸ 例えば、インタビューの際に写真や画像をインタビュー対象者に示した場合、言葉の回答では、画像のどの部分を指してどのような回答をしているのかが分からなかったり、グループインタビューにおいて、複数の話者が同時に話した場合、誰が何について、どのような発言をしたのかを聞き分けることを目的としている。

²⁸⁹ イタリアの地方自治組織であり、便宜的に市町村と訳すが、歴史的経緯等から区域が設定されており、日本のような都市規模等による区分ではない。同様のものにフランスのコミュンがある。

²⁹⁰ これら地方政府については、イタリア憲法に定めがあり、コムーネ、県、大都市、州、そして首都ローマについて憲法第114条で定められている。

州は第二次世界大戦後に創設が決まり、実際に設置されたのは1970年代に入ってからであるが、イタリア統一前の王国等の境界に基づく歴史的な区分と一致する場合が多く²⁹¹、これらの州都には重要な記録が収蔵されている²⁹²。

一方、県は憲法上の地方自治体であり、地方統治の機関として内務省の主導により作られた人工的な行政単位である。県には県の首長と内務省から派遣される県知事²⁹³が置かれている²⁹⁴。県、州等の地方政府は、国立文書館とは別にそれぞれの文書館を設置している。



図 6-10 イタリアの地方自治単位²⁹⁵

6.3.1 地方の公文書管理等との役割分担（法令等により規定された内容）

上述のとおり、地方行政機関が保有する記録については、文書保護局が監視・保護を行っている。具体的には、州、県、市町村等の地方行政機関における記録管理に関する指導・助言と、「最重要歴史的価値宣言」による記録の保護を行っている。

また、「国が各州の文化財目録を整理する」と規定した文化財景観法に基づき、文書保護局が SIUSA を運営・開発している。

6.3.2 地方の公文書管理等との連携の実態（法令や権力関係に拠らない協力）

地方行政機関との連携については、文書保護局が広範かつ強力な権限を有しており、一般的には法令に基づく関係として整理される。この文書保護局による、法令や権力関係に拠らない協力として、災害等における記録の救出や保護等の活動が挙げられる。具体的には、地震や洪水等に際して、消防等と協力し、アーカイブの救出や保護を行っている。

²⁹¹ 内閣官房「区割り基本方針検討専門委員会第6回 資料4」(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/doushuu/kuwari/dai6/siryoku4.pdf>)

²⁹² 前掲(244), P36

²⁹³ 主に治安に関する事項を所掌する。ほかに県には中央政府の省庁の出先機関が設置される。

²⁹⁴ 工藤裕子「イタリアの特別州に見る政府間関係・行政イノベーション・財政分権化」(http://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/h23_hikaku_houkokusyo06.pdf)

²⁹⁵ 次の資料を基に、三菱総合研究所作成。自治体国際化協会「イタリアの地方自治」, 2004, P12